社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会会員規程

制 定 平成5年4月 1日最新改正 平成29年3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第32条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(正会員)

- 第2条 正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。なお、正会員は別表に定める 会費を毎年度納めなければならない。
 - (1) 第1種会員 公私社会福祉事業施設及び団体
 - (2) 第2種会員 民生委員・児童委員
 - (3) 第3種会員 地区社会福祉協議会
 - (4) 第4種会員 自治会・町内会
 - (5) 第5種会員 障害者団体等当事者団体
 - (6) 第6種会員 ボランティア団体及び市民活動団体等
 - (7) 第7種会員 その他社会福祉に関係ある団体
 - (8) 第8種会員 社会福祉関係行政機関
 - (9) 第9種会員 学識経験者

(賛助会員)

- 第3条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助する ものとする。
 - (1) 法人·団体会員
 - (2) 個人会員

(正会員の権利)

- 第4条 正会員は次に掲げる権利を有する。
 - (1) 各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告を受けること
 - (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット等を得ること
 - (3) 本会の実施する大会、研修会に参加すること
 - (4) 役員等に選出される資格を有すること

(会費)

- 第5条 正会員は、評議員会の定めるところにより、毎年度会費を納めなければならない。
- 2 前項で定める会費は、年度の中途にあって入会及び退会する場合であっても月割り 計算は行わないものとする。

(入会)

- 第6条 第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種及び第7種正会員として 入会しようとするときは、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければなら ない。
- 2 第8種及び第9種会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

(退会)

- 第7条 会員は、次に掲げる場合には退会したものとする。
 - (1) 本人から申出があった場合
 - (2) 会員たる資格を失った場合

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会 の議決を経て除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日5日前まで にその旨を該当会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与 えなければならない。

(委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 12 年 3 月 14 日から施行する。 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 即

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成29年3月23日から施行する。

表		
種別	会費 (円)	構成
第 1 種会員	10,000	公私社会福祉事業施設及び団体
第 2 種会員	2, 000	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員
第 3 種会員	5, 000	地区社会福祉協議会
	2, 000	自 治 会 · 町 内 会
第 4 種会員	@ 3 0	1 世 帯
第 5 種会員	5, 000	障 害 者 団 体 等 当 事 者 団 体
第 6 種会員	5, 000	ボランティア団体
第 7 種会員	5,000	その他社会福祉に関係ある団体
第8種会員	免除	社会福祉関係行政機関
第 9 種会員	5,000	学 識 経 験 者
	5, 000	法人・団体/1口
賛 助 会 員	2,000	個 人 / 1 口
	種 別 第 1 種会員 員 第 3 種会員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員	種別 会費(円) 第1種会員 10,000 第2種会員 2,000 第3種会員 5,000 第5種会員 5,000 第6種会員 5,000 第7種会員 5,000 第8種会員 免除 第9種会員 5,000 費助会員 5,000